

三朝町環境保全型農業推進方針

平成27年6月1日策定

1 基本的な考え方

(1) 地域農業の現状と課題

本町は、鳥取県の中央部に位置し、総面積は 233.52 ㎩を有し、約 90%を山林原野が占めている。町内には 1 級河川の天神川とその支流である三徳川、小鹿川及び加茂川が流れ、それぞれの谷筋に沿って 64 の集落が点在している。

本町の農業は、広大な森林からもたらされる豊かな水と河川に沿って、階段状に形成される水田基盤を中心とした稲作や大豆と少量多品目の野菜等の生産をはじめ、山の斜面を拓いた果樹の生産、酪農、肉用牛など小規模ではあるが、立地を生かした多様な生産が行われている。

しかしながら、生産性の高い農業を推進してきた反面、農薬や化学肥料に依存する傾向が強まり、堆肥等有機物施用の減少による地力低下や、環境への影響が懸念されるようになった。

さらに、食の安全性への関心が高まる中で、消費者のニーズに対応した良質な農産物の供給の促進も大きな課題となっている。

こうした中で、今後の農業生産においては、環境に配慮しつつ、安全で高品質な農作物を提供するため、環境保全型農業を推進することが必要となっている。

また、本町には、持続的な農業の営みを通じて、多様な野生動植物が生息生育する生物多様性が豊かな空間が存在している。このため、今後も、安全で良質な食料や生物多様性が豊かな自然環境を提供できるよう、生物多様性保全をより重視した農業生産や田園地域・里地里山の保全等を推進する必要がある。

(2) 今後の推進方針

本町では、環境保全型農業を推進するため、耕畜連携による土づくりを基本に、化学肥料や農薬の使用を抑えた農業生産方式の導入を積極的に推進し、環境保全型農業の面的拡大を図るとともに、農業生産活動に伴う環境負荷の軽減を目指す。

併せてドジョウ、タニシ、ヤゴなどの水生昆虫類や渡り鳥等の生きものと共生する農業生産の推進を図る観点で、冬期湛水管理を行いつつ、生物多様性に効果の高い営農活動の導入を図る。

2 推進体制及び推進方策

(1) 推進体制

①関係機関との連携

環境保全型農業を推進するため、以下の関係団体と連携を図り、助言を得ていく。

- ・鳥取県中部総合事務所農林局
- ・鳥取中央農業協同組合
- ・三朝町農業委員会

②農業者に対する啓発

環境保全型農業推進方針を農業者に周知し、関係機関との連携を図りながら、環境にやさしい農業に対する意識啓発に努めるとともに、必要に応じて講習会を開催する。

③消費者に対する啓発

環境にやさしい農業への取組について、消費者との交流及び地産地消や食育を通じて啓発、PRを行うとともに、農業・農村の多面的機能や役割、本町農業に対するの理解と支援を求めていくものとする。

(2) 推進方策

①土づくり・施肥

- ・鳥取県の施肥基準の見直しに合わせた新施肥基準の周知徹底
- ・土壌診断・生育診断に基づく適正な施肥管理
- ・耕種農家と畜産農家との連携による畜産糞尿リサイクルの促進
- ・側条施肥田植機や肥料混合機導入による効率的施肥技術の確立

②防除

- ・水稻の温湯種子消毒技術の利用
- ・生物農薬やフェロモン剤、マルチフィルム等の有効利用
- ・病虫害発生予察による適期防除

③その他

- ・耐病性品種への転換
- ・クリーニングクロープを組み込んだ合理的な輪作体系の普及・定着
- ・水田生態系の質的向上につながる冬期湛水管理や有機農業の実施

3 推進目標

次の目標を推進目標に掲げ、取り組むことにする。

- ・特別栽培農作物等の減農薬・減化学肥料栽培の促進
- ・冬期湛水管理の取組の増加

4 作物別生産体系

水稻

温湯種子消毒、適期防除による農薬使用量及び散布回数削減、堆肥の効率的な活用による土作りと化学肥料の低減、冬期湛水管理による生物多様性の保全

5 その他必要な事項

冬期湛水管理については、11月から3月までの2か月以上の間、湛水期間を確保するため、地下水や用水路からのポンプアップ等により積極的な取水を行うとともに、畦塗り等の漏水防止措置を行い、湛水状態の維持に努めるものとする。

また、町のホームページや広報等により本方針を周知するとともに、冬期湛水管理を実施するにあたっての手法や、1の(2)に掲げた生物の生息状況等について、農業者等に対して周知する。